

倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務 評価基準書

1. 目的

本基準は、倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務に関するプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）の順位付けを行うために必要な事項および基準を定めたものである。

2. 選定機関

提案書の評価および第一優先交渉事業者の選定は、倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務受託選定委員会が行う。

3. 評価方法

(1) 審査条件

応募事業者が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

- 費用見積金額が「倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「提案上限額」に定める金額を満たしていること。
- 「実施要領及び倉吉市サテライトオフィス誘致等支援業務に関する仕様書」に定める内容を満たしていること。

(2) 一次審査

- 一次審査は、企画提案書の内容について書類審査し採点する。
- 一次審査は「企画提案書」「提案価格」の2項目により評価を行う。
- 一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、上位3社程度を二次審査対象とする。

(3) 二次審査

一次審査を通過した応募事業者が実施するプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。

(4) 第一優先交渉事業者の選出

二次審査における点数をもって最終的な評価点とし、応募事業者の順位付けを行い、点数が最も高い応募事業者を第一優先交渉事業者として選定する。次に点数が高い応募事業者を、次点事業者として選定する。なお、最高得点者が2社以上ある場合は、選定委員による多数決において選定する。

4. 評価基準表

1. 一次審査による審査項目		
1	企画提案書	500点
2	提案価格	50点
2. 二次審査による審査項目		
1	企画提案書	500点
2	提案価格	50点

上記の評価基準表における二次審査での点数により第一優先交渉事業者を決定する。

以上